

## 資料④

介護報酬の変更について（案）

令和3年4月に介護報酬の単位数が改定され、令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症への対応としての加算が行われるため、資料のとおり介護予防支援原案作成委託料が増額となります。

なお、令和3年10月1日以降は、令和2年度第4回審議会でお示しした介護予防支援原案作成委託料となります。

## 介護予防支援原案作成委託料に関する考え方(案)

### (1) 現行の介護報酬及び原案作成委託料

令和3年(2021年)3月地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)作成 資料④

	単位数	地域区分単価	③介護報酬額 (①+②)	①原案作成 委託料	②地域包括 支援センター
基本報酬	431単位	10.7	4,611円	3,690円	921円
初回加算	300単位	10.7	3,210円	2,500円	710円

※ 現行の原案作成委託料の基本額については、介護報酬額の約80%

※ 初回加算については、介護報酬の約80%

### (2) 改定後の介護報酬

	単位数	地域区分単価	介護報酬額	原案作成 委託料	地域包括 支援センター
基本報酬	439単位	10.7	4,697円	3,757円	940円
初回加算	300単位	10.7	3,210円	2,500円	710円

介護報酬額は・・・  
単位数×地域区分単価

### (3) 原案作成委託料見直しの観点

- ①基本報酬額、初回加算分とも、現行の割合(約80%)を基本に、同じく約80%で算定
- ②委託連携加算分については、居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受けやすくするための加算であることから、地域包括支援センターの報酬額は0円とする。
- ③介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は、廃止。

### (4) 見直し案

- ①基本報酬額(4,697円)  
4,697円の80%(現行の割合)  
よって、原案作成委託料は

3,757円  
**3,757円**  
(3,416円+消費税341円)

- ②初回加算額(3,210円)  
3,210円の80%(現行の割合)  
百円未満切り捨て

2,568円  
**2,500円(現行と同じ)**  
(2,273円+消費税227円)

	単位数	地域区分単価	⑥介護報酬額 (④+⑤)	改定差額分 ⑥-③	④原案作成 委託料	差額 (④-①)	⑤地域包括 支援センター	差額 (⑤-②)
基本報酬	439単位	10.7	4,697円	86円	3,757円	67円	940円	19円
初期加算	300単位	10.7	3,210円	0円	2,500円	0円	710円	0円